軽井沢町版レッドデータブック策定検討部会の部会委員の 選任について

軽井沢町版レッドデータブック策定検討部会の部会委員の選任について、軽井沢町自然保護審議会条例(昭和48年軽井沢町条例第24号)第8条第2項の規定により、部会に属すべき委員を下記のとおり指名する。

記

| 氏 | 名 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

〇参考図書等

- 資料 Ⅱ 軽井沢町自然保護審議会条例
- ・ 資料 6 軽井沢町版レッドデータブック策定検討部会設置要綱 (案)
- ▶ | 参考資料 6 ① レッドデータブック策定全体方針
- ・|参考資料6-2| レッドデータブック策定検討組織体系(案)

[ファイル名:04_資料Ⅱ_軽井沢町自然保護審議会条例.pdf]

[ファイル名:16_資料6_軽井沢町版レッドデータブック策定検討部

会設置要綱 (案).pdf]

[ファイル名:17_参考資料6-①_レッドデータブック策定全体方

針.pdf]

[ファイル名:18_参考資料6-②_レッドデータブック策定検討組織

体系 (案).pdf]

○その他

なし